



発行 新潟県

号外 1
令和元年7月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 1 新潟県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)
- 2 新潟県核燃料税条例 (税務課)
- 3 新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例 (環境企画課)
- 4 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防課)
- 5 新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防課)
- 6 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防課)
- 7 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防課)
- 8 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例 (医務薬事課)
- 9 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (児童家庭課)
- 10 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)
- 11 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)
- 12 新潟県森林環境譲与税基金条例 (林政課)
- 13 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例 (用地・土地利用課)
- 14 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例 (河川管理課)
- 15 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)
- 16 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 (財務課)
- 17 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例 (警務課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県核燃料税条例（新潟県条例第2号）

1 価額割に係る核燃料税

価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 価額割の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすること。(第7条関係)

(2) 価額割の税率は、100分の4.5とすること。(第8条関係)

2 出力割に係る核燃料税

出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 出力割の課税標準は、各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすること。(第7条関係)

(2) 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、4万8,450円とすること。(第8条関係)

3 施行期日

この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例（新潟県条例第3号）

1 新潟県妙高高原博物展示施設の廃止

新潟県妙高高原博物展示施設を妙高市に無償で譲渡することに伴い、新潟県妙高高原博物展示施設を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和元年9月30日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

1 指定管理者制度の導入

新潟県若草寮の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第5条、第6条及び第8条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

1 課税免除等の適用要件の改正

県税の課税免除又は不均一課税の適用要件について、基本計画の同意の期限を、平成31年3月31日から令和3年3月31日に見直す等の改正をすることとしました。(第2条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成36年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県森林環境譲与税基金条例（新潟県条例第12号）

1 基金の設置

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村が実施する森林の整備に関する施策の支援及びその施策の円滑な実施に資するための施策等に要する経費に充てるため、新潟県森林環境譲与税基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

- 1 新潟県立幼稚園の入園料等に関する規定の整備
子ども・子育て支援法の改正に伴い、新潟県立幼稚園の入園料等に関する規定の整備を行うこととしました。
(第4条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県核燃料税条例
- (3) 新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例
- (4) 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県森林環境譲与税基金条例
- (13) 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例
- (15) 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和元年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第1号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） (1)～(3)（略） (4) 産業労働部関係					別表（第3条関係） (1)～(3)（略） (4) 産業労働部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
2	電気工事士 法（昭和35 年法律第 139号）第4 条第2項の 規定に基づ く電気工事 士免状の交 付	電気 工事 士免 状交 付手 数料	(1) 第 1種 電気 工事 士免 状 (2) 第 2種 電気 工事 士免 状	1件につき <u>6,000円</u>	2	電気工事士 法（昭和35 年法律第 139号）第4 条第2項の 規定に基づ く電気工事 士免状の交 付	電気 工事 士免 状交 付手 数料	(1) 第 1種 電気 工事 士免 状 (2) 第 2種 電気 工事 士免 状	1件につき <u>5,900円</u> <u>5,200円</u>
3	電気工事士 法施行令 （昭和35年 政令第260 号）第4条 第1項の規 定に基づく 電気工事士 免状の再交 付	電気 工事 士免 状再 交付 手数 料		1件につき <u>2,700円</u>	3	電気工事士 法施行令 （昭和35年 政令第260 号）第4条 第1項の規 定に基づく 電気工事士 免状の再交 付	電気 工事 士免 状再 交付 手数 料		1件につき <u>2,600円</u>
4	電気工事士 法施行令第 5条の規定 に基づく電 気工事士免 状の書換え	電気 工事 士免 状書 換え 手数 料		1件につき <u>2,100円</u>	4	電気工事士 法施行令第 5条の規定 に基づく電 気工事士免 状の書換え	電気 工事 士免 状書 換え 手数 料		1件につき <u>2,000円</u>
(略)					(略)				
(4)の2・(5)（略）					(4)の2・(5)（略）				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
15	採石法第32 条の13第1 項の規定に	採石 業務 管理		1件につき <u>8,100円</u>	15	採石法第32 条の13第1 項の規定に	採石 業務 管理		1件につき <u>8,000円</u>

	基づく業務 管理者試験 の実施	者試 験手 数料				基づく業務 管理者試験 の実施	者試 験手 数料		
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

新潟県条例第2号

新潟県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別に定めがあるもののほか、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

第4条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う検査(以下「使用前検査」という。)に合格した日のいずれか遅い日(以下「原子力規制委員会の確認日等」という。)
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第1項の規定により発電用原子炉の設置者が行う検査(以下「定期事業者検査」という。)の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日(出力割の納税義務者等)

第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

(課税期間)

第6条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第3号の場合を除く。) 当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該運転を終了した日まで
- (2) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、及び使用前検査に合格した場合(次号の場合を除く。) 当該原子力規制委員会の確認日等から当該原子力規制委員会の確認日等の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、使用前検査に合格し、及び廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 当該原子力規制委員会の確認日等から当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第7条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子

炉への挿入につき既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とし、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力(原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力)とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第8条 価額割の税率は、100分の4.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、4万8,450円とする。

(徴収の方法)

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第10条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第7条第2項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。
- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第11条 核燃料税の納税者は、課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは税額の更正若しくは決定の通知、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

(課税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の規定の適用については、同条例第4条第1項中「(10) 固定資産税」とあるのは「(10) 固定資産税」とあるのは

「(11) 核燃料税」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地(核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地)」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例(令和元年新潟県条例第2号)」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

- 3 施行日の属する課税期間の初日は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、失効日以後においても、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 6 失効日の前日の属する課税期間の末日は、第6条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日(第6条第2項第1号及び第3号に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日が失効日の属する月の前月の末日後である場合にあっては、失効日の前日)とする。

(調整規定)

- 7 施行日が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下この項及び次項において「改正法」という。)の施行の日前である場合には、改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日	第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う検査(以下「原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。)に合格した日
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日
第4条第2項第2号	第43条の3の16第1項の規定により発電用原子炉の設置者が行う検査(以下「定期事業者検査」という。)	第43条の3の15の規定により原子力規制委員会が行う検査(以下「施設定期検査」という。)
	当該定期事業者検査	当該施設定期検査
第6条第2項第2号	原子力規制委員会の確認を受け	原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格し
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日
第6条第2項第3号	原子力規制委員会の確認を受け	原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格し
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日

(経過措置)

- 8 改正法の施行の際現に工事に着手されている発電用原子炉に対するこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う検査(以下「原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。)に合格した日
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日

第6条第2項第2号	原子力規制委員会の確認を受け	原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格し
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日
第6条第2項第3号	原子力規制委員会の確認を受け	原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格し
	使用前検査	電気事業法に規定する使用前検査
	原子力規制委員会の確認日等	使用前検査合格日

新潟県条例第3号

新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例

新潟県妙高高原博物展示施設条例（昭和58年新潟県条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年9月30日から施行する。

新潟県条例第4号

新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	区 分	手数料の額
(略)			(略)		
6 法第13条の3 第1項の危険物 取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>6,600円</u>	6 法第13条の3 第1項の危険物 取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>6,500円</u>
	乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,600円</u>		乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,500円</u>
	丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,700円</u>		丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,600円</u>
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される危険物取扱者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された同試験については、なお従前の例による。

新潟県条例第5号

新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を納めなければなら ない者	手数料の額	手数料を納めなければなら ない者	手数料の額
(略)		(略)	
8 法第31条第3項の試験 を受けようとする者	1件につき <u>18,000円</u>	8 法第31条第3項の試験 を受けようとする者	1件につき <u>17,000円</u>
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された同試験については、なお従前の例による。

新潟県条例第 6 号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係） (1)・(2)（略） (3) 製造保安責任者試験等に係る手数料		別表（第 2 条関係） (1)・(2)（略） (3) 製造保安責任者試験等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
5 製造保安責任者試験を受けようとする者 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u> ）	5 製造保安責任者試験を受けようとする者 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）	(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ）
(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(4) 第 2 種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	(4) 第 2 種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(5) 第 3 種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）	(5) 第 3 種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ）
6 販売主任者試験を受けようとする者 (1) 第 1 種販売主任者免状に係る販売主任	1 件につき <u>7,900円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、	6 販売主任者試験を受けようとする者 (1) 第 1 種販売主任者免状に係る販売主任	1 件につき <u>7,600円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、

者試験 (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,400円) 1件につき6,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,700円)	者試験 (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,100円) 1件につき6,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,500円)
(4) (略)		(4) (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される製造保安責任者試験及び販売主任者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始されたこれらの試験については、なお従前の例による。

新潟県条例第7号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1件につき21,400円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、20,900円)	18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1件につき20,700円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、20,200円)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される液化石油ガス設備士試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された同試験については、なお従前の例による。

新潟県条例第8号

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
手数料を納めなければ ならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければ ならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第4条第2項 の規定により毒物 又は劇物の製造業 又は輸入業の登録 （製剤製造業者等 に係るものを除く。） を受けようとする者	毒物劇物 製造業又 は輸入業 の登録申 請經由手 数料	1件につき <u>20,700円</u>	2 法第4条第2項 の規定により毒物 又は劇物の製造業 又は輸入業の登録 （製剤製造業者等 に係るものを除く。） を受けようとする者	毒物劇物 製造業又 は輸入業 の登録申 請經由手 数料	1件につき <u>20,600円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

新潟県条例第9号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例(昭和39年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新潟県若草寮(以下「若草寮」という。)</u>は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項及び第8条第3項第1号において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>新星学園及び若草寮の管理は、知事が指定する社会福祉法人(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に新星学園又は若草寮の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)</u>における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 <u>指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1条第2項又は第3項に規定する業務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>新星学園又は若草寮の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>知事は、新星学園について前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>知事は、若草寮について第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新潟県若草寮は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 新星学園の管理は、知事が指定する社会福祉法人(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に新星学園の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第1条第2項に規定する業務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な<u>新星学園の</u>管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) <u>若草寮の運営において、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童の平等利用が確保されること。</u></p> <p>(2) <u>法その他の関係法令の規定を遵守して若草寮の管理を行うことができること。</u></p> <p>(3) <u>若草寮の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</u></p> <p>(4) <u>若草寮の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</u></p> | |
|--|--|

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条第3項、第5条第1項及び第8条第2項の改正並びに第8条に1項を加える改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が令和3年3月31日までに<u>行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）</u>の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のう</p>	<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が平成31年3月31日までに<u>されたものに限る。以下同じ。）</u>の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のう</p>

ち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

- 1 (略)
(この条例の失効)
 - 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(この条例の失効に伴う経過措置)
 - 3 同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

- 1 (略)
(この条例の失効)
 - 2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
(この条例の失効に伴う経過措置)
 - 3 法第4条第6項の規定による同意が平成31年3月31日までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4・5 (略)

新潟県条例第11号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額
(略)			(略)		
3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万7,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万4,300円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万2,700円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円	3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万7,000円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万4,100円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万2,500円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円
4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万1,500円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>9,500円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>8,400円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円	4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万1,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>9,400円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>8,300円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村が実施する森林の整備に関する施策の支援及びその施策の円滑な実施に資するための施策等に要する経費に充てるため、新潟県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料)				(使用料)			
第8条 (略)				第8条 (略)			
2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。				2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。			
3～6 (略)				3～6 (略)			
別表第2 (第14条関係)				別表第2 (第14条関係)			
生産物採取料基準				生産物採取料基準			
石	種 類	単 位	採 取 料	種 類	単 位	採 取 料	
	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	155円	
	(略)			(略)			
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	115円	
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,530円	
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,060円	
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,060円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額	
砂利	(略)	180円	砂利	(略)	175円		
かき込み砂利	(略)	160円	かき込み砂利	(略)	155円		
土砂	(略)	140円	土砂	(略)	135円		
(略)			(略)				
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料及び採取料について適用し、同日前に徴収すべき使用料及び採取料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第14号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
(流水占用料等の額)				(流水占用料等の額)				
<p>第5条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>				<p>第5条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>				
別表第1 （第5条関係）				別表第1 （第5条関係）				
種 類	細 目	単 位	料 金	種 類	細 目	単 位	料 金	
1 流水占用料	(1) 鉱工業用水水利使用	毎秒0.01立方メートル	年額 <u>45,160円</u>	1 流水占用料	(1) 鉱工業用水水利使用	毎秒0.01立方メートル	年額 <u>44,250円</u>	
	(2) その他の水利使用	〃	〃 <u>6,850円</u>		(2) その他の水利使用	〃	〃 <u>6,710円</u>	
	(3) (略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)	
(略)				(略)				
3 土石採取料 その他の河川産出物採取料	(1) 土石採取料 ア 石	1立方メートル	<u>160円</u>	3 土石採取料 その他の河川産出物採取料	(1) 土石採取料 ア 石	1立方メートル	<u>155円</u>	
	(イ) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの				(イ) (略)			(略)
	(ウ) 長径				〃			<u>120円</u>

	径45 センチ メートル 以上60 センチ メートル 未満の もの (エ) 長	〃	<u>3,610円</u>		径45 センチ メートル 以上60 センチ メートル 未満の もの (エ) 長	〃	<u>3,530円</u>
	径60 センチ メートル 以上90 センチ メートル 未満の もの (ウ) 長	〃	<u>7,230円</u>		径60 センチ メートル 以上90 センチ メートル 未満の もの (ウ) 長	〃	<u>7,060円</u>
	径90 センチ メートル 以上 120 センチ メートル 未満の もの (カ) 長	〃	<u>7,230円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>723円</u> を加算し た額		径90 センチ メートル 以上 120 センチ メートル 未満の もの (カ) 長	〃	<u>7,060円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>706円</u> を加算し た額
イ	砂利	1立方 メート ル	<u>180円</u>		イ	砂利	1立方 メート ル <u>175円</u>

	ウ かき	〃	<u>160円</u>		ウ かき	〃	<u>155円</u>
	込み砂				込み砂		
	利				利		
	エ 土砂	〃	<u>140円</u>		エ 土砂	〃	<u>135円</u>
	オ (略)	(略)	(略)		オ (略)	(略)	(略)
	(2) (略)		(略)		(2) (略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

新潟県条例第15号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>19,300円</u>	1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>19,200円</u>
(略)			(略)		
3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,900円</u>	3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,700円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入園料及び保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の入園料及び保育料（以下「<u>入園料等</u>」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 <u>入園料等は、知事が別に定める期限までに納めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>知事は、次の各号に掲げるときは、入園料等の全額の納付があつたものとみなすことができる。</u></p> <p>（1）<u>入園料等の納付義務者から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額に相当する額の支払があつた場合（当該支払の額が入園料等の額より低い額である場合に限る。）において、当該納付義務者に対し、市町村から同項の規定による支給があつたとき。</u></p> <p>（2）<u>市町村から子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による支払があつたとき（当該支払の額が入園料等の額より低い額であるときに限る。）。</u></p>	<p>（入園料及び保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の入園料及び保育料の額は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 <u>前項の入園料は、4月分の保育料と同時に納めなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の保育料は、毎月25日までに納めなければならない。ただし、8月分は、9月分と同時に納めることができる。</u></p> <p>4 <u>保育料の納付義務者から申出のあつたとき及び3月分にあつては、前項の規定にかかわらず、納付期限前であつてもこれを徴収することができる。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和元年10月1日から施行し、次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（入園料の額の特例）
- 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に入園し、かつ、令和元年10月1日以後も引き続き在園する者に係る入園料の額は、新潟県立学校条例第4条第1項の表に掲げる額を限度として、知事が別に定める額とする。

新潟県条例第17号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(警備業法関係手数料)</p> <p>第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表103の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(警備業法関係手数料)</p> <p>第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者 1件につき<u>3万8,000円</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。